

性暴力被害者支援の これまでとこれから

小西 聖子

このところ性犯罪や性暴力被害についての報道を目にする機会が多くなった。また、研修や講演会も増えているように感じる。今年7月に施行された性犯罪に関する刑法改正がひとつの重要なポイントとなっていることは確かだろう。すでにこの改正の前から、性暴力被害者の支援は社会の運動としても行政の政策としても、エネルギーを増しつつあったが、ここ^{いきち}にきてようやく、^{いきち}閾値を超えたというか、社会の中で取り組むべき大きな課題であることが知られるようになったのだと思う。

私は、1990年代から犯罪被害者支援の一環として、性犯罪の被害者の心理的ケアを行ってきた。内閣府男女共同参画局が最初に行った女性への暴力に関する1999年の調査の企画にもかかわった。当時の状況をふり返ると感慨深いものがある。2000年以前には、DV(ドメスティック・バイオレンス)という言葉もPTSD(心的外傷後ストレス障害)という言葉も社会にほとんど知られていなかった。ましてや性暴力被害については、少数の人が支援活動にかかわってはいても、世間全体となると、関心をもった新聞記者が取材に来て「強姦」という言葉を使わず記事にしたいと言ってくるような時代だったのである。

もちろん、改正された刑法についてもさらに検討すべき課題は複数あるし、支援の政策や制度もその実質の問題になるとまだできていないことのほうが多い。たとえば「性暴力被害者ワンストップ支援センターを各県に最低一つ」という目標もなかなか達成されないし、その中で、支援の普及度やクオリティまで問うと、不足は著しい。被害を受けた個人のレベルで考えれば、性暴力の被害にあったときにすぐ相談できる場所は少なく、司法にかかわれば二次被害にあい、専門的なケアを受ける場所も見つからない。そのような状況は、残念ながらしばらく変わらないだろう。それでも続ければ、困難なことも徐々に変わっていく。これからも持続して変えていくのだという意識が、支援者にも政策担当者にも必要だ。



PROFILE

ここにしかこ：武蔵野大学人間科学部教授、精神科医・臨床心理士。1993年より、東京医科歯科大学難治疾患研究所の犯罪被害者相談室で犯罪被害者支援、対人暴力被害者の精神的なケアや周辺領域のマネジメントにかかわった。2015～16年、法制審議会「刑事法(性犯罪関係)部会」委員。1999年より現職。現在、PTSDの治療に関する研究を行っている。著書に『性暴力被害者への支援—臨床実践の現場から』(共著、誠信書房、2016)。